

姫路市教育委員会会議録（令和８年４月）

○ 日 時 令和８年４月２１日（火）午後２時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後２時）

日程第１ 会議録署名委員の指名等

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議事

議案第 １号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ２号 姫路市学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

議案第 ３号 姫路市学校保健審議会委員の委嘱及び任命に係る臨時代理の承認について

議案第 ４号 姫路市立学校結核対策委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

日程第４ 報告

１ 令和８年第１回市議会定例会での審議結果等について

２ 姫路市教育委員会と株式会社リクルートとの連携協定の締結について

日程第５ 次回委員会開催日時等

日程第６ その他

○ 出席者（委員）久保田教育長、森下委員、山下委員、中野委員、三木委員

（事務局）高橋教育次長、角倉教育次長、濱田教育総務部長、

藤保教育企画室長、砂山生涯学習部長、南原総合教育センター所長、

藤岡総務課長、小林学校施設課主幹、川嶋教育企画室主幹、

藏見教育企画室主幹、小野教育企画室主幹、中尾学校指導課長、

上野健康教育課長、沼田文化財課長、志水姫路科学館長、

友定城内図書館長

（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第 1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の定例会及び先日の臨時会の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
- 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- 次に、日程第 3 に入ります前に、事務局職員の異動について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

- 令和 8 年 4 月 1 日付人事異動によります、教育委員会事務局の新任の主幹級以上の職員を紹介させていただきます。

(総務課長から新任職員 11 名を紹介)

教育長

- それでは、日程第 3 議事 及び日程第 4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第 1 号は会議規則第 15 条第 3 号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第 2 号から第 4 号までは同条第 1 号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
- また、議案第 1 号の会議録につきましては、会議規則第 13 条第 4 項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙

手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第1号から第4号までは、非公開と決定します。
- また、議案第1号の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
報告事項の1 令和8年第1回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 報告事項の1について説明)
「1 会期」でございますが、令和8年2月17日から3月25日までの37日間の会期で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、全て原案どおり可決されました。
なお、これらの議案はいずれも、2月12日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る臨時代理の承認をいただいたものでございます。
次に、「3 質疑」でございますが、3月2日から4日に8つの会派の代表から代表質疑が、3月5日、6日に12人の議員から個人質疑が行われ、そのうち、教育委員会に対しては、代表質疑については全ての会派から、個人質疑については8人の議員から計29項目の質疑があり、答弁いたしました。
3月2日には、市民クラブ代表 竹尾浩司議員、公明党代表 白井義一議員から代表質疑がありました。
竹尾議員からは、「こども・若者会議「ひめじ VOICE プロジェクト」の提言と具現化について」及び「手柄山平和公園の理念と本市の平和への取組について」質疑がありました。このうち、「追悼式を子どもたちの平和の学びにつなげること」につきましては、戦後80年を経て、戦争を自分事として捉えることが難しくなっている現状もあり、子供たちが平和について主体的に考え、理解を深めることは重要な課題と認識している。現在、追悼式の動画の視聴や、平和公園周辺の複数校が式に参加しており、今後も、市内全ての子供たちの平和教育の充実を図るため、追悼式を平和学習の授業での導入に組み込むなど、効果的に活用していく、と答弁いたしました。
白井議員からは、「学校給食費の無償化について」、3点の質疑がありました。このうち、「中学校給食費の無償化」につきましては、本市では、来年度の中学校給食費について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1食当

たり 30 円分の保護者負担を軽減することとしており、第 3 子以降に対する無償化も引き続き実施する。今後も、中学校の無償化に向けた国の動向を注視し、対応していく、と答弁いたしました。

3 月 3 日には、自由民主党代表 井川一善議員、新生ひめじ代表 三和衛議員から代表質疑がありました。

井川議員からは、「教育委員会事務局に係ることについて」、9 点の質疑がありました。このうち、「姫カツの推進」につきましては、現在、多くの団体に参画いただいているが、姫カツクラブは一部で偏りが見られる校区や競技種目があり、4 月中旬まで団体募集を継続する予定である。参画を検討している指導者等に対して、条件面や責任分担などの説明を丁寧に行い、参画への不安の解消に努め、本年 9 月からの実施に向けて、姫カツが中学生の魅力的かつ安心安全な活動として展開され、多様な体験から新たな価値が創出されるよう、関係部局や学校、関係団体等との更なる連携を図っていく、と答弁いたしました。

三和議員からは、「教育長が目指すよりよい教育環境に向けた取組について」及び「公共施設の統廃合の必要性和市民理解の重要性について」質疑がありました。このうち、「一気通貫型探究学習の現状と今後」につきましては、今年度から、幼稚園から高校までの学びをつなぐ、一気通貫型探究学習を推進することで、探究学習の重要性は、教職員や児童生徒に浸透しつつあると認識している。今後、子供たちの探究学習を指導する教員の指導力向上を図ることが重要であると考えており、国際バカロレアの要素を用いながら、世界基準の教員研修を進めていく、と答弁いたしました。

3 月 4 日には、日本維新の会代表 竹中由佳議員、改革無所属の会代表 塚本進介議員、姫路無所属の会代表 妻鹿幸二議員、志政会代表 金内義和議員から代表質疑がありました。

竹中議員からは、「中学校部活動の地域展開『姫カツ』の進捗状況について」及び「姫路市立高校の開校と教育ビジョンについて」質疑がありました。このうち、新高校の教育理念につきましては、これまでの実績を活かしながら、次世代型の学びを進めるため、生徒の主体的な学びを全面的に応援する伴走型の学校づくりを特色としている。具体的には、単位制による幅広い選択科目の設定やグローバルマインドを育む多様な体験機会の提供のほか、市立の強みを活かした市役所連携による探究学習では、実際に社会に触れながら多様なものの見方を理解し、自分の力で考え、他者のために役立つ力を育む。グローバル教育についても、他を広く学ぶことにより、改めて本市の良さを知り、愛着が生まれ、こうした人材がふると姫路の魅力となっていくことを期待している、と答弁いたしました。

塚本議員からは、「学びの保障（学校統廃合・不登校・生涯学習）－ふると教育の再構築－」及び「部局間連携の「プラスα」への挑戦－出口戦略を明確にした政策展開－」について質疑がありました。このうち「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）とフリースクール」につきましては、学びの多様化学校は、不登校対策における有効な選択肢の一つであると認識しており、昨年度から県内

外の先行自治体の取組等の研究を進めながら、設置に向けて、教育内容や対象者・場所等について協議を進めている。現在、登校は困難であっても外出は可能という児童生徒を対象に、総合教育センターのほか市内4か所で教育支援教室を設置し、今年度から、フリースクールの利用補助を行うなど、個々に応じた居場所の選択が可能となるよう教育支援体制を整えている、と答弁いたしました。

妻鹿議員からは、「通学環境の総合的な安全政策について」及び「大型投資事業における事後評価の検証と今後の活用について」質疑がありました。このうち、「通学路の安全確保と整備負担の在り方」につきましては、通学路に指定されている私道・里道についても、危険度や緊急性に応じて迅速に対応する方策や、自治会や私道所有者が一部負担している整備費用の負担の在り方について、児童の安全を最優先に、関係者により構成される姫路市通学路交通安全推進会議において検討し、また、安全対策の整備に期間を要する場合は、電柱巻通学路表示の設置や交通安全指導等、ハード・ソフトの両面から代替手段での即時対応に努める。今後、私道や里道を含めた通学路の安全確保のさらなる充実に向け、姫路市通学路交通安全プログラムの内容を検討していく、と答弁いたしました。

金内議員からは、「未来を拓く「ひとづくり改革」について」、質疑がありました。このうち、「小学校給食費の完全無償化」につきましては、国の「給食費負担軽減交付金」を主な財源とし、月額5,200円が基準となっている。本市では、これに合わせて「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」も活用し、令和7年度補正予算として約1億6,400万円を計上、これを全額令和8年度に繰り越して執行することで、財源を全額国費としている。財源確保の見通しについては、国は「基準額について、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定する」としていることから、国の動向を注視する。また、給食食材費に係る予算は、国の基準額にとらわれず、近年の物価高騰に対応するために必要な額を計上しており、小学校給食費の無償化にかかわらず、引き続き給食の質の維持・向上及び地産地消の取組に努めていく、と答弁いたしました。

3月5日には、新生ひめじの萩原唯典議員、日本維新の会の下林崇史議員、姫路無所属の会の嶋谷秀樹議員、改革無所属の会の牧野圭輔議員から個人質疑がありました。

萩原議員からは、「教育関係の諸課題」として、3点の質疑がありました。このうち、「警報発令時の適切な対応」につきましては、子供たちの安全安心を第一に考え、気象庁の警報発令を臨時休業の判断基準としている。予報区の細分化について、市長部局が神戸地方気象台に相談するなど、検討を始めたと聞いており、神戸市をはじめとする他市町の事例も参考にしながら、警報発令時に地域ごとの柔軟な対応ができないか、研究していきたい、と答弁いたしました。

下林議員からは、「小中学校への防犯カメラの設置について」及び「市立図書館の防犯対策について」質疑がありました。このうち、小・中学校への防犯カメラの設置につきましては、民間団体の協力を得ながら、自動販売機の売り上げによる防犯カメラの設置及び運用を検討しており、現在、市内3校をモデル校として設置場所等の調査を進めている。今後、モデル校の設置状況等を踏まえて、各

校へ順次拡大していきたい、と答弁いたしました。

嶋谷議員からは、「スポーツ行政について」、3点質疑がありました。このうち、「スポーツと非認知能力」につきましては、非認知能力の育成は、子供たちの成長に必要不可欠であり、体育授業や部活動等を通して、自己肯定感、責任感、連帯感等の非認知能力を育んでいる。部活動の地域展開にあたっては、これらの教育的意義を継承するとともに、学校の枠を超えて、地域と学校が共に子供たちの資質・能力を、より多角的に育むことができる環境づくりを目指していく、と答弁いたしました。

牧野議員からは、「姫路市立高等学校の新校舎の整備について」質疑がありました。市場跡地の用地取得事業費の総額につきましては、令和6年度決算額が、5億8,396万1,880円、令和7年度予算は、令和6年度からの繰り越し分を含め、38億5,070万5千円で、また、用地取得の進捗状況については、現在、残り1筆の取得について地権者の方との協議を進めており、今年度末の完了を目途に取り組んでいる。万一、年度内の完了が困難となった場合には、予算の繰越手続きにより、引き続き予算を確保し、完了に向けて努めていく、と答弁いたしました。

3月6日には、自由民主党の重田一政議員、公明党の中西祥子議員、日本共産党議員団の谷川真由美議員、日本維新の会の三浦充博議員から個人質疑がありました。

重田議員からは、「公立小学校の学校給食費無償化について」など計6項目について質疑がありました。このうち、「カスタマーハラスメント対策義務化」につきましては、文部科学省作成の保護者向けチラシをスクリーンで配信するほか、各学校においても、校内掲示や懇談会・行事でチラシを手に取りやすくするなどの周知を行い、教職員とのより良い関係づくりへの協力を呼びかけており、今後、他都市の先行事例をふまえ、ガイドラインの策定に向けて研究を進めていく、と答弁いたしました。

中西議員からは、「子どものいじめ・自殺対策について」及び「自校外プール活用事業について」質疑がありました。このうち、自校外プールの今後の方針につきましては、現在、実施している学校は全て継続するとともに、基本的にはプールの老朽化の著しい学校から、外部委託や学校プールの共用等を検討し、事業を拡大していく方針で、令和8年度は、新たに旭陽小学校と前之庄小学校の2校において外部委託する計画を進めている、と答弁いたしました。

谷川議員からは、「教育委員会押しつけの小中学校の統廃合計画は見直しを」及び「若者の居場所確保を」について質疑がありました。このうち、「若者の居場所確保」につきましては、現在、教育委員会やこども未来局などで課題整理を行っている段階であり、今後とも関係部局が連携しながら、令和8年度中に具体的な施策を検討していく、と答弁いたしました。

三浦議員からは、「教職員の胃がん検診制度の見直しについて」質疑がありました。教職員の健康診断の検査項目につきましては、「学校保健安全法施行規則第13条」において、40歳以上の者に対し、毎年「胃部検査」を実施することが規定されており、教育委員会は、対象者に検診の機会を確実に提供する法的責任

があるため、効率的かつ網羅的に実施できる集団検診において、胃部検査をバリウム検査で実施している。集団検診によるバリウム検査を希望しない場合、個別に医療機関や人間ドックを受診し、胃内視鏡検査の結果を提出することで、法令に基づく検診を受診したものとみなす柔軟な運用を行っており、職員が自らの健康状態や希望に合わせた検査方法を選択できる環境を整えていく、と答弁いたしました。

次に、「4 予算決算委員会 全体会について」でございますが、3月10日の全体会では、令和8年度姫路市一般会計予算及び令和7年度姫路市一般会計補正予算（第8回）の概要について、説明いたしました。

次に、「5 予算決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、3月12日に令和8年度予算等の審査のため、文教・子育て委員会分科会が開催されました。主な審議内容につきましては、分科会長口頭報告事項のとおり、市立小学校等給食室空調設備の整備に関しては、猛暑による熱中症の危険から給食調理員を守るため、可能な限り早期の整備に努められたい。との意見がございました。

次に、「6 文教・子育て委員会について」でございますが、付託議案審査等のため、3月12日の予算決算委員会 文教・子育て分科会終了後に開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、市立学校体育館の空調設備の利用料徴収に関しては、自己申告に基づく利用料の徴収は不適切な申告により公平性が阻害されるおそれがあることから、より公平公正な利用時間の把握方法を検討されたい。との意見がございました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 姫路市教育委員会と株式会社リクルートとの連携協定の締結について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （学校指導課長 報告事項の2について説明）
本市教育委員会と株式会社リクルートは、令和8年4月20日に教育支援に関する連携協定を締結いたしました。本協定は、ICTを活用した家庭学習の充実や個別最適な学びの実現、さらには地域と連携したキャリア教育を推進し、本市の児童生徒の資質・能力を向上させることを目的としております。
連携事項について、第2条「(1)学習習慣の定着及び家庭学習の環境の支援」につきましては、リクルート社が持つ教育コンテンツやノウハウを活用し、学校での学びに加え、不登校児童生徒への学習機会提供を実現させ、学習データに基

づく指導の工夫や教員の活用支援を充実させてまいります。「(2) キャリア教育の支援及び人材育成」につきましては、同社が持つ多様な知見を活かし、本市の産業や企業との接点を重視したプログラムを展開することで、次代を担う人材の育成を図ります。「(3) 学習プラットフォームの利活用促進及び教育 DX」につきましては、プラットフォームの日常的な利用を促進させるイベントを開催し、子供の学習意欲を持続させる取組を実施してまいります。

協定の期間につきましては、第5条により、令和9年3月31日までとし、その後は1年ごとの自動更新を予定しております。また、具体的な取組内容につきましては、今後、同社と細部を協議の上、順次実施してまいります。

本協定を通じて、民間企業の専門性を効果的に取り入れ、本市の子供たちの豊かな学びと健やかな成長を一層強力に支援してまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

目的は理解できますが、現時点では非常に抽象的な目標設定で、具体的な費用面や、どのようなKPIで成果を測るのかについての報告がありませんでした。現時点で明確に確定していないこともあると思いますが、少なくとも何を目指しているのかということと、どの範囲でどの程度進めていこうとしているのかを、もう少し詳しくお聞かせください。

(答)

スタディサプリの活用方法を子供たちへ発信したり、教師への研修についてはこれまでも協力していただいています。色んなイベントを行う中で、キャリア教育のさらなる充実に努めていきたいと思っています。リクルート社は、姫路の色々な企業とのパイプをお持ちなので、実際に姫路の企業で活躍している方の話を聞ける場を学習プラットフォーム上で提供するなど、子供たちが社会に実際に触れるイベントをリクルート社の力をお借りして進めたいと考えています。

(意見)

スタディサプリのより深い習得や、実践に向けたコンサルティングの効果をどうやって測るのですか。指標が明確になっていないと、いくらコンサルティングを受けるにしても、本末転倒な進め方になり得ると思います。

(答)

その点も踏まえて、今後検討しながら進めていきたいと思っています。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ 次に、

議案第1号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第1号について説明)

「1 改正の理由」でございますが、兵庫県において公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、教職員が週休日等に部活動における児童又は生徒に対する指導業務に従事した場合に支給する特殊業務手当の額が引き上げられたことを踏まえ、市立学校職員の特殊業務手当について、同様の改定を行おうとするものでございます。

「2 改正の概要」でございますが、教員特殊業務手当の額の引上げでございまして、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で、勤務を要しない日等において、引き続き3時間以上に及び従事した場合に支給する同手当の額について、日額を現行の2,700円から3,900円に引き上げるものでございます。

「3 施行期日等」でございますが、公布の日から施行することとし、令和8年4月1日に遡って適用することとしております。

次に「(2) 手当の内払」でございますが、改正前の条例に基づき支給された手当は、改正後の規定による手当の内払とみなすことといたします。なお、差額については追加支給いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

この件自体は、県に合わせた処置だと思いますが、現在本市で進めている「教員の働き方改革」や「部活動の地域移行」との整合性についてはなかなか理解しにくいところがあります。給与の引上げというのは、一般的には、より長時間労働で部活動に携わっていただくというインセンティブが働くと思いますが、現在教育行政として進めていることと、給与を引き上げてインセンティブを出すこととの整合性がとれていないのではないかと感じます。

(答)

小中学校は県費負担教職員で、給与等は県の条例に基づきますので、この条例は、市立高校の教員が対象となります。市立高校と県立高校との間で給与・手当等の差がないようにするというのが主な狙いですが、手当を引き上げたことについては、部活動に従事している職員への待遇改善やモチベーションの維持を目的としています。

(問)

教員の休日対応に報いること自体が、姫カツの推進や部活動の地域移行と矛盾するのではないかと思います。県に追随しないと県と差が出てモチベーションが低下するので引き上げたということであれば、それはそれで理解できますが、手当を上げるということは、部活動に携わることにインセンティブが上がり、もっと頑張れというメッセージになるにもかかわらず、部活動への携わりを減らしていく方向性の部活動の地域移行と矛盾しているような施策だと感じました。

(意見)	高校の部活動を我々がどう考えていくかというところにも行き着くと思います。中学校では部活動の地域移行が進む一方で、高校は現実問題として「周囲がやっているから」という現状維持にとどまっています。待遇を上げること自体には異論はないと思いますが、高校の部活動のあり方や教員の働き方についての議論は必要になってくると思います。
(答)	中学校では部活動の地域移行が国の方針として示されていますが、高校については現時点でそうした方針が示されていない中で、高体連などの組織も従来どおりの運営をしているため、休日に高校の職員が部活動の指導をせざるを得ない実態があります。こうした現状を踏まえ、当面の間この対応をしていくという考えです。
(問)	グランドデザインや本筋のコンセプトに基づいた方針が必要ですが、本市の教育行政は、個別の課題に対して対処療法的な対応になっており、全体のロジックがバラバラになっているという懸念があります。どういった教育のまちづくりをしていくのかの方針が曖昧なままでは、行政として「結局何を目指しているのか」というビジョンが見えず、市民からの共感や共有を得ることが難しくなると思います。
(答)	高校の部活動のあり方については、市立だけで考えられない部分もありますが、新しい高校ができて、これから学校のあり方を色々と考えていく中で、生徒や保護者と協議をしていくことについては、大切な視点だと思っていますので、今後そのようなことも考えていきたいと思っています。
(問)	手当の引上げについては、3つの解釈があると思います。1つ目は、単純に県が上がるのでそれに合わせるという考え方、2つ目は、教員のインセンティブを高め、より熱心な活動を促進していくという考え方、3つ目は、今後教員の負担軽減を進めるにあたり、休日等の活動が減っても収入が激減しないよう単価を上げておくという収入保証的な考え方ですが、本市としては、どの方向で考えているのでしょうか。また、一般企業では、責任者の指示に基づいて休日出勤が行われますが、高校現場では、教員が自主的に出勤して、後から手当がついてくるというのが現状なのか、校長などの責任者が、日時と業務内容を明確に指定して指示を出し、教員がそれに応じるという運用なのか、どちらですか。
(答)	高校の部活動については分かりませんが、中学校の部活動では、まず年間の計画があり、月間計画表を管理職に出して、この日に練習、この日に大会の引率というのを事前に管理職に見せるようにしています。その度に指示決裁をしています。
(意見)	教員の収入やインセンティブを今後どのようにしていくのかについては、教員の生活面等も踏まえて考えていく必要があると思います。単純に県に合わせたというだけでなく、考え、判断するのは姫路市教育委員会ですので、教員の実労働時間や負担などの実態を把握し、整理して、市として教育委員会として、どう運営してい

くのかを判断していく必要があると思います。

教育長

- それでは、意見等も他にないので、お諮りいたします。
議案第 1 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 1 号は、原案のとおり可決しました。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

- 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会ですが、5 月 21 日木曜日の午後 2 時に開催していただきたいと思います。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、5 月 21 日木曜日の午後 2 時に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については 5 月 21 日木曜日の午後 2 時に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後 3 時 3 分)